

山形北インター産業団地立地企業に対する排出指導基準

項目		単位	排出指導基準値		
大気	硫黄酸化物	k 値	14.5		
	ばいじん	g / m ³ ・N	施設の種類ごとの法令基準		
	窒素酸化物	ppm	施設の種類ごとの法令基準		
騒音	評価位置	敷地境界（*は周辺住居の敷地境界）			
			A 準工業エリア	B 工業エリア	
	昼間8～19	dB	65	70	
	朝・夕	dB	50*	50*	
	夜間21～6	dB	45*	45*	
振動	評価位置	敷地境界（*は周辺住居の敷地境界）			
	昼間8～19	dB	65		
	朝・夕	dB	55*		
	夜間21～6				
悪臭	特定悪臭物質	アンモニア	ppm	2	
		メチルメルカプタン	ppm	0.004	
		硫化水素	ppm	0.06	
		硫化メチル	ppm	0.05	
		二硫化メチル	ppm	0.03	
		トリメチルアミン	ppm	0.02	
		アセトアルデヒド	ppm	0.1	
		プロピオンアルデヒド	ppm	0.1	
		ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.03	
		イソブチルアルデヒド	ppm	0.07	
		ノルマルヘキシルアルデヒド	ppm	0.02	
		イソヘキシルアルデヒド	ppm	0.006	
		イソブタノール	ppm	4	
		酢酸エチル	ppm	7	
		メチルイソブチルケトン	ppm	3	
		トルエン	ppm	30	
		スチレン	ppm	0.8	
		キシレン	ppm	2	
		プロピオン酸	ppm	0.07	
		ノルマル酪酸	ppm	0.002	
	ノルマル吉草酸	ppm	0.002		
イソ吉草酸	ppm	0.004			
臭気濃度	敷地境界		15	20	
	排出口（高さ5m以上）		1000	1000	

騒音・振動：山形北インター産業団地の西側境界線を除く